

16 広報・広聴

広報・広聴

●区政に関するご意見・ご要望

区民の皆さんの声を今後の区政の参考にするため、区政に関するご意見・ご要望などをお受けしています。ご意見などは手紙や電話・FAX・ホームページから、または直接窓口でお受けしています。

戦略広報課広報広聴担当（庶務・広聴）
☎3771-2000

FAX（聴く丸君）☎3777-8080
各課に対する問合せは品川区ホームページでも受け付けています。
<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

●区への陳情

陳情は、区議会と区長のいずれにも出すことができます。区長への陳情は、とくに決まった様式はありませんが、戦略広報課へお持ちいただくか、郵送でも受け付けています。なお、多数の方が同じご意見をお持ちのときは、代表者の方の住所・氏名・電話番号のほか、その方々の署名を添えて提出してください。

区議会へ請願（陳情）を提出するには
→P.84

戦略広報課広報広聴担当（庶務・広聴）
☎3771-2000

●広報紙「広報しながわ」

毎月1日、11日、21日の3回発行（8月11日を除く）、日刊6紙・スポーツ6紙に折り込んでいるほか、地域センターや文化センターなどの区施設、区内全駅の「広報スタンド」、公衆浴場、郵便局などで配布しています。区内在住でご希望の方には、個別配送もしています。また、区のホームページでご覧いただけるほか、パソコン・スマートフォン・タブレット端末で読める電子書籍でも配信。アプリ版でマイコンテンツに登録すると、発行日に配信通知が届きます。

なお、視覚障害のある方には、ご希

望により「声の広報」（→P.59）をお届けします。

●City News SHINAGAWAの発行
区内在住の外国人の方を対象に、毎月10日（8月を除く）に英字広報紙を発行しています。英字新聞に折り込んでいるほか、区施設と区内全駅の「広報スタンド」で配布しています。区のホームページでご覧いただけるほか、電子書籍でも配信しています。

戦略広報課広報広聴担当（広報紙）
☎5742-6644

●ホームページ

インターネットで区政や地域の情報を提供しています。（英語・中国語〔簡体・繁体〕・韓国語など131言語に対応）
<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>
戦略広報課広報広聴担当（報道）
☎5742-6612

●区広報番組

「しながわホットほっと」

ケーブルテレビ品川の品川区民チャンネル（11ch）で区内のニュースやお知らせ、特別番組を毎日5回、7・10・13・19・22時から40分間放送しています。

戦略広報課広報広聴担当（報道）
☎5742-6612

●区広報情報番組

「ほっとラジオしながわ」

FMLしながわ（88.9MHz）で、区からののお知らせなどを毎日11時から（再放送は22時から）30分間放送しています。

戦略広報課広報広聴担当（報道）
☎5742-6612

●Shinagawa Info. (FM放送)

InterFM897（89.7MHz）で月～金曜日に、日本語と中国語、韓国語、タガログ語、英語の品川区の情報を日替わりで放送しています。

月～金曜日 6時56分から3分間
戦略広報課広報広聴担当（報道）
☎5742-6612

※毎月「広報しながわ」1日号で、「しながわホットほっと」・「ほっとラジオしながわ」・「Shinagawa Info.」の番組表などをお知らせしています。

●品川区公式SNS等

- X
@shinagawacity
- フェイスブック
facebook.com/city.shinagawa/
- LINE
@shinagawa_city
- YouTube（しながわネットTV）
youtube.com/ShinagawaNetTV/
- インスタグラム
city_shinagawa

●しなメール （しながわ情報メール）

| 「しなメール」コンテンツ | |
|--------------|--|
| 品川区からのお知らせ | 1. 品川区からのお知らせ 2. 広報紙情報 3. イベント・講座情報 |
| 緊急情報・防災気象情報 | 1. 緊急・重要なお知らせ 2. 地震情報（震度3以上） 3. 警報・特別警報 4. 大雨・洪水注意報など |
| その他の防災気象情報 | 1. 津波情報（東京湾内湾） 2. 河川洪水情報（目黒川） 3. 乾燥注意報など |
| 高齢者情報 | 1. 行方不明者情報 |

戦略広報課広報広聴担当（報道）
☎5742-6612

●防災行政無線確認ダイヤル

防災行政無線で放送した内容を音声で聞くことができます。

防災行政無線確認ダイヤル
☎0120-562-311

情報公開

●行政情報の公開・保有個人情報の開示

情報公開請求はどなたでもできます。保有個人情報の開示請求は本人確認書類が必要です。写しの交付をご希望の場合は、コピー代がかかります。

●区政資料コーナー

品川区発行の区政資料や地域資料、都政資料を、皆さんにご覧いただくとともに貸し出しをしています。他に多言語による行政窓口案内等の資料がご覧いただけます。また、品川区発行の有料頒布物の販売も行っています。

持ち帰り用の袋の用意はありません。マイバッグをご持参ください。

[場所] 区役所第三庁舎3階 →P.9

[時間] 月～金曜日8:30～17:00

[貸出] 2週間、4冊まで

※コピーサービス：単色1枚10円、カラー1枚50円（A3除く）、カラー1枚80円（A3）

区政資料コーナー

☎5742-6614

相談

●区民相談・法律相談・税金相談など

日々の暮らしのなかで起こる様々な悩みごと・トラブルなどに対して相談業務を実施しています。各相談とも専門家等が応じています。

◆表16-1

区民相談室

☎3777-2000

相談窓口

→P.4～8

◆表16-1

区民相談

対象：区内在住・在勤・在学者

| | | | | |
|----------------------------------|-----------------------|---------------------------|-------|--|
| 毎日の暮らしの中での困ったことについて、問合せや相談に応じます | 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) | 9:00～17:00 ※受付は16:30まで | 区民相談員 | 時間内に直接おいでください 電話でも相談できます TEL.3777-2000 |
| 犯罪被害に遭った方やその家族の方などの支援に関する情報提供や助言 | | | | |

専門相談

| 相談名 | 内容 | 実施日 | 時間 | 利用のしかた | 予約方法 |
|------------------------|-------------------------------|------------------------------------|----------------------------|---|--|
| 法律相談 (弁護士) | 金銭貸借、離婚・親権、遺言、相続、借地借家などの法律问题 | 毎週水曜日 | 13:00～16:00 | 相談時間は30分以内 同一内容で3回まで相談できます 最終相談時間は15:20からです 最終相談時間は19:45からです 最終相談時間は11:15からです | 相談日1週間前の9:00から電話で面談の予約をしてください(先着順) TEL.3777-1111 (代) |
| | | 第2・第4月曜日 | 13:00～16:00 | | |
| | | 第1火曜日 | 18:00～20:30 | | |
| | | 第3日曜日 | 9:30～12:00 | | |
| 税金相談 (税理士) | 相続税、贈与税、所得税などの税金の問題 | 第2・第4火曜日 | 13:00～16:00 | 相談時間は40分以内 年間3回まで相談ができます 最終相談時間は15:15からです | 予約受付開始日が休日にあたる場合は、翌開庁日から予約を受け付けます。ただし、大型連休・年末年始の場合は、区民相談室にお問い合わせください。 ※土日、祝日、振替休日、夜間は予約業務を行いません。 ※法律相談・税金相談で、①キャンセルの連絡が実施日の前開庁日17時を過ぎた場合、②連絡なく相談日時に相談に来なかった場合、相談実績を1回と数えることとします。 |
| 不動産取引相談 (宅地建物取引士) | 土地建物の取引や賃貸借契約、修繕費等の問題など | 第2・第4金曜日 | 13:00～16:00 | 相談時間は40分以内 最終相談時間は15:15からです | |
| 司法書士相談 (司法書士) | 登記、相続、遺言、成年後見などの手続きについての相談 | 第2木曜日 | 13:00～16:00 | | |
| 行政書士相談 (行政書士) | 各種許認可、相続、遺言、成年後見などの手続きについての相談 | 第1～第4金曜日 | 13:00～16:00 | | |
| 社会保険労務士相談 (社会保険労務士) | 就業規則、解雇、賃金不払い、年金・社会保険、労働問題など | 第1金曜日 | 13:00～16:00 | | |
| 人権身の上相談 (人権擁護委員) | 差別・いじめ・プライバシー侵害等、人権問題に関すること | 第1・第3火曜日 | 13:00～16:00 | | |
| 国の行政相談 (行政相談委員) | 国の行政機関などの仕事に対する苦情・要望・意見 | 第1・第3木曜日 | 13:00～16:00 ※受付は15:30まで | 時間内に直接おいでください | |
| 外国人生活相談 (区で委嘱した相談員) | 英語・中国語による外国人の日常生活全般について | 〈英語〉 第2火曜日 〈中国語〉 第2・第4木曜日 | 9:00～17:00 ※受付は16:30まで | 時間内に直接おいでください 電話でも相談できます TEL.3777-2000 | |

※祝日・年末年始は除きます。

※その月の●回目の◇曜日を「第●◇曜日」と数えます。